

# PCT NEWSLETTER

– 日本語抄訳 – 2013年1月号 | No. 1/2013

日本語抄訳は、PCT NEWSLETTER（英語版）（[www.wipo.int/pct/en/newslett](http://www.wipo.int/pct/en/newslett)）の概略が理解できるように、PCT NEWSLETTER（英語版）に記載の全項目と、その項目における重要な点を日本語に翻訳しています。詳細は英語版をご参照下さい。また、翻訳の過程で不正確な記載が生じている場合には、全て英語版に記載されたものが優先します。

## PCT–特許審査ハイウェイ（PCT-PPH）

### デンマーク特許商標庁と中華人民共和国国家知識産権局

デンマーク特許商標庁（DKPTO）と中華人民共和国国家知識産権局（SIPO）の2庁間で、新しいPCT-PPH 試行プログラムが2013年1月1日付けで開始されました。この試行プログラムでは、国際調査機関又は国際予備審査機関としてのSIPOによりPCTフレームワークで作成された肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の書面による見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第II章）を受理したPCT出願について、DKPTOの国内段階で早期審査を利用することができます。

DKPTOとSIPO間のPCT-PPH合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

(DKPTO)

<http://internationalcooperation.dkpto.org/patent-prosecution-highways/pphpct-pph-between-denmark-and-china.aspx>

(SIPO)

[http://www.sipo.gov.cn/ztl/ywzt/pph/zn/201212/t20121228\\_781893.html](http://www.sipo.gov.cn/ztl/ywzt/pph/zn/201212/t20121228_781893.html)

（このHPは中国語ですが、英語の文書へのリンクが設けられています。）

### デンマーク特許商標庁とイスラエル特許庁

デンマーク特許商標庁（DKPTO）とイスラエル特許庁（ILPO）の2庁間で、新しいPCT-PPH 試行プログラムが2013年1月5日付けで開始されました。この試行プログラムでは、国際調査機関又は国際予備審査機関としてのILPOによりPCTフレームワークで作成された肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の書面による見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第II章）を受理したPCT出願について、DKPTOの国内段階で早期審査を利用することができます。

DKPTOとILPO間のPCT-PPH合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

(DKPTO)

<http://internationalcooperation.dkpto.org/patent-prosecution-highways/pphpct-pph-between-denmark-and-israel.aspx>

(ILPO)

<http://old.justice.gov.il/mojeng/rashamhaptentim/patents/pph/>

## フィンランド国立特許・登録委員会と中華人民共和国国家知識産権局

フィンランド国立特許・登録委員会（NBPR）と中華人民共和国国家知識産権局（SIPO）の2庁間で、新しい PCT-PPH 試行プログラムが 2013 年 1 月 1 日付けで開始されました。この試行プログラムでは、国際調査機関又は国際予備審査機関としてのもう一方の庁により PCT フレームワークで作成された肯定的な国際調査機関又は国際予備審査機関の書面による見解若しくは肯定的な特許性に関する国際予備報告（第 II 章）を受理した PCT 出願について、他方の国内段階で早期審査を利用することができます。

NBPR と SIPO 間の PCT-PPH 合意に関するさらなる情報は、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

(NBPR)

[http://www.prh.fi/en/uutiset/P\\_314.html](http://www.prh.fi/en/uutiset/P_314.html)

(SIPO)

[http://www.sipo.gov.cn/ztl/ywzt/pph/zn/201212/t20121228\\_781890.html](http://www.sipo.gov.cn/ztl/ywzt/pph/zn/201212/t20121228_781890.html)

（この HP は中国語ですが、英語の文書へのリンクが設けられています。）

PCT-PPH 試行プログラムページは更新され、以下のウェブサイトからご参照いただけます。

[http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct\\_pph.html](http://www.wipo.int/pct/en/filing/pct_pph.html)

## ePCT アップデート

### 試験ユーザグループが利用可能な ePCT-Filing のデモ版

2012 年 12 月、国際事務局（IB）は限定的な試験ユーザに、ePCT private サービス上で PCT 出願書類の準備や出願手続きを行うためのウェブベースのソリューションである、ePCT-Filing のデモ版を提供しました。本試行では、試験ユーザが受理官庁としての IB（RO/IB）にデモの PCT 出願書類を出願することで、ソフトウェアが出願人の期待に沿ったものとなっているかを検証しています。

本デモ版では特に、オンライン出願の補助機能に特徴があります。例えば、PCT 書誌情報の入力や添付ファイルの提出を行うための機能や、参照されているデータやオンライン確認メッセージが常に最新であることを IB のデータベースにリアルタイムで確認する機能などを有しています。ePCT-Filing を利用して PCT 出願書類を準備することによって、ほとんどの形式的な間違いは出願前に検出され、出願人によって修正されることとなります。コンピューターにインストールされたソフトが最新版であるかを心配する必要はありません。ご利用にあたって必要なのは、ePCT private サービスをご利用の出願人であればすでに保持している、電子証明書で認証された WIPO ユーザアカウントのみです。ePCT-Filing により出願された PCT 出願は、デフォルトの'eOwner'（すなわち願書を提出した方）であればオンラインで即時参照可能になります。eOwnership を取得する為に別途手続きをして頂く必要はありません。

この試行は 2013 年 1 月末まで実施される予定であり、その後、その結果を IB から報告致します。本試行や今後の試行への参加にご興味ございましたら、下記まで電子メールを頂ければ幸いです。

[epct@wipo.int](mailto:epct@wipo.int)

**PCT in the News**

WIPO マガジン (No.6, 2012 年 12 月) で“ePCT: for even easier international patent filing” (ePCT: より簡単に国際出願をするために) が特集されています。この記事では、現在の特許制度は未だ書類を物理的にやり取りする手続きが多く残っており、遅延や業務効率の悪化をもたらすと説明されています。2011 年 5 月、WIPO はより簡単かつ効率的に PCT 出願手続きが可能であり、ユーザや国内官庁に多くの利便性をもたらす新しいオンラインサービス、ePCT を開始しました。ePCT ユーザからは 30 年を超える PCT 制度の歴史において最大の革新といった歓迎する声もあり、現在 80 を超える国々の出願人に利用されています。ePCT で利用可能なサービスの概略と主な利点について述べられたこの記事は、WIPO ホームページの下記ウェブサイト“PCT in the News”からご覧いただけます。

<http://www.wipo.int/pct/en/news/index.html>

WIPO マガジンの全記事をご覧になるには、上記ウェブサイトの“RELATED LINKS”にある“WIPO Magazine”をクリックしてください。

**PCT 出願の電子出願及び処理**

リトアニア共和国国家特許局が電子形式による PCT 出願の受け付けを開始

**PCT 最新情報**

EA : ユーラシア特許機構 (手数料)

ES : スペイン (手数料)

JP : 日本 (手数料)

2013 年 3 月 1 日から受理官庁としての日本国特許庁に支払う、国際出願手数料、三十枚を超える用紙毎の手数料、手数料の減額について、円への換算額が変更になります。

TH : タイ (国内段階移行の要件)

調査手数料及び国際調査に関する他の手数料 (欧州特許機構、イスラエル特許庁、日本国特許庁)

国際予備審査手数料と国際予備審査に関するその他の手数料 (イスラエル特許庁、スペイン特許商標庁)

取扱手数料 (日本国特許庁)

**インターネットで提供する PCT 関連資料の最新／更新情報****ISA 及び IPEA の取決め**

WIPO 国際事務局と国際調査機関及び国際予備審査機関としての以下の機関との間の取決めが更新され (それぞれ括弧書きで示された日に発効) 英語と仏語で公表されました。

ES スペイン特許商標庁 (2013 年 1 月 1 日)

IL イスラエル特許庁 (2013 年 2 月 1 日)

(ES : 英語) [http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag\\_es.pdf](http://www.wipo.int/pct/en/texts/agreements/ag_es.pdf)

(ES : 仏語) [http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag\\_es.pdf](http://www.wipo.int/pct/fr/texts/agreements/ag_es.pdf)

(IL : 英語) [http://www.wipo.int/pct/en/access/isa\\_ipea\\_agreements.html](http://www.wipo.int/pct/en/access/isa_ipea_agreements.html)

(IL : 仏語) [http://www.wipo.int/pct/fr/access/isa\\_ipea\\_agreements.html](http://www.wipo.int/pct/fr/access/isa_ipea_agreements.html)

### 知的所有権庁の閉庁日の検索エンジン

知的所有権庁の閉庁日の検索エンジンが新しくなり、下記リンク先から中国語、英語、仏語、スペイン語でご利用いただけます。

(中国語) <http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/page/index.xhtml?lang=ZH>

(英語) <http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/faces/page/index.xhtml>

(仏語) <http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/page/index.xhtml?lang=FR>

(スペイン語) <http://www.wipo.int/pct/dc/closeddates/page/index.xhtml?lang=ES>

新しい検索エンジンでは、知的所有権庁を二文字コードや国名で検索でき、2013年と過去4年間の閉庁日が表示可能です。

### 手数料の支払い請求に関する注意喚起

#### 新たな請求書

PCT 出願人や代理人が WIPO の国際事務局 (IB) からの通知ではない手数料請求書を受け取る事態について、PCT ニュースレターにおいて再三にわたって注意喚起を続けております。それらの手数料は PCT 制度における国際出願の処理とは何ら関係ありません。そして、"WIPT – Registration of International Patent" 名の新たな請求書が確認されました。PCT ユーザが国際事務局に通報した他の多くの例と共に、当該請求書の例を次のページでご参照いただけます。また、このような請求書に関する一般的な情報も同じページから参照可能です。

[http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct\\_warning.html](http://www.wipo.int/pct/en/warning/pct_warning.html)

優先日から 18 ヶ月を経過した後速やかに全ての国際出願について国際公開を行うのは IB のみです (PCT 第 21 条(2)(a)参照)。国際公開に関する別個の手数料は存在しません。そして、国際公開の法的効果は PCT 第 29 条に規定されています。

PCT 出願人や代理人の皆様におかれましては、組織内の手数料支払い担当者やこのような請求書を受理する可能性がある出願人や発明者に注意を促してください。また、このような疑わしい請求書を受け取った場合には、国際事務局にご連絡いただければ幸いです。

電話番号 : +41 22 338 83 38

FAX 番号 : +41 22 338 83 39

電子メール : [pct.infoline@wipo.int](mailto:pct.infoline@wipo.int)

## 実務アドバイス

### ePCT を利用した複数の PCT 出願に関する変更の記録の要請

**Q:** 2012 年 9 月 16 日以後に出願された多数の国際出願に関する代理人です。2012 年 9 月 16 日に発効となった米国国内法の改正を知らず、不注意で 2012 年 7 月版の旧願書様式を使い、米国を指定する目的で発明者を出願人とし、米国以外の国を指定国とする目的で企業出願人を出願人として指定しました。受理官庁から受け取った通知（PCT/RO/132）は、今後、米国を指定国とする目的で発明者を出願人と指定する必要はなくなったという事実に対し注意を促すものでした。これらの国際出願すべてに対し、米国を指定国とする目的での出願人／発明者というステータスを変更し、すべての指定国に対して企業出願人を出願人にしたいと思っています。ePCT を使い、複数の国際出願に対してそのような要請をすることができるかどうか、教えていただけるでしょうか。もしできるのであれば、どのように要請すればいいですか。

**A:** まず第一に、もしこれらの国際出願のための権利が発明者から企業出願人にすでに譲渡されている場合のみ、これらの変更を記録するよう要請すべきです。このような場合は、国際事務局（IB）は譲渡に関する証明や証拠の提出を要請することはありませんが、国内段階において指定官庁が関連する証明や証拠の提供を求めることがあることにご留意ください。

PCT 規則 92 の 2 に基づいて、ePCT を使って、複数の国際出願に関して、変更を要請することが可能です。そのような要請をするため、ePCT public サービスを利用することが可能ですので、いずれの国際出願についても ePCT private サービスにおいてアクセス権を持つ必要はありません。まず、変更を要請するために、郵便やファックスで提出するのと同様に書簡を準備してください。そして書簡には要請する変更について記載し、変更が適用される国際出願番号を全てリストアップしてください。そして、その要請を提出するには、ePCT の “Upload Documents” 機能をご利用いただけます。関連する複数の国際出願のうち一つの国際出願のみに対して提出していただければ結構です。提出する書簡のタイプとして “Request for Change under Rule 92bis (for multiple IAs)”（規則 92 の 2 に基づく変更の要請（複数の国際出願に関して））を選択し、変更の対象となる国際出願番号をリストアップした要請の書簡の PDF ファイルをアップロードすれば結構です。そして、IB のプロセッシングチームは、関連する複数の国際出願のために PCT 規則 92 の 2 に基づく複数の変更の記録の要請の電子コピーを作成します。

もし、リストアップした国際出願の少なくとも一つに対して PCT private サービスにアクセス可能でしたら、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の要請は、“Actions” タブを使ったオンライン機能の一つとして、直接その国際出願に関するデータに対して行えます。個別に書類を準備したり、アップロードするために PDF へ変換したりする必要もなく、選択された ‘Action’ に応じて編成された簡単なウェブフォームにオンラインで記入可能ですが、それぞれの国際出願番号に対して個別の操作を行う必要がありますのでご注意ください。上記の段落で述べた “複数の要請” とは違い、ePCT private サービスでは、複数の国際出願に対して一つの要請で対処することには現在対応していません。この方法が実用的かどうかは変更する国際出願の数によります。もし多くの国際出願に対して行うのであれば、時間の節約のためにもこの回答の二番目の段落で説明されているように一つの書簡をアップロードする方法をお勧めします。

ファックスや郵便で変更の要請を希望する出願人は、IB（受理官庁 RO/IB としての IB を含む）は複数の国際出願に関する変更の要請を一通の書簡で受理可能ですが、全ての受理官庁がそのような様式で要請を受理するというわけではないことにご留意ください。そのため、そのような要請を IB（場合によっては RO/IB）に直接送付し、他の受理官庁（関連する官庁

がそのような複数の要請を受理すると分かっているのであれば)には送付されないことをお勧めします。しかしいずれにせよ、要請の手続きにおいて遅延を避けるため、PCT 規則 92 の 2 に基づく変更の要請は、IB に直接提出されることをお勧めします。

そのような変更の要請の期限は優先日から起算して 30 ヶ月ですのでご注意ください (PCT 規則 92 の 2.1(b))。この期限を過ぎると、いかなる変更も国内段階に移行する段階でそれぞれの指定 (選択) 官庁に対して個々に行わなければなりません。

米国国内法に基づく新規の要件に従い、米国を指定国とする目的での発明者である旨の申立ての文言 (PCT 規則 4.17(iv)) についても 2012 年 9 月 16 日付けで修正されました。もし、上記のような出願とともに、2012 年 9 月 16 日以前に適用された文言でその申立てを提出されたのであれば、それぞれの国際出願に関して、国際段階あるいは国内段階へ移行する時点のどちらかで、正しい文言の申立てを再提出する必要があります。ePCT private サービスでそのような国際出願へアクセス可能でしたら、便利なウェブフォームにより、改訂された発明者である旨の申立てを準備するための “Action” がございます。

PCT 出願人に関する レーヒー・スミス米国発明法の発効による影響については、PCT ニュースレター 2012 年 7,8 月号と 9 月号をご参照下さい。また、ePCT の利用方法については、以下のウェブサイトに掲載されているユーザガイドと FAQ をご参照下さい。

<https://pct.wipo.int/LoginForms/epct.jsp>

#### 以下の情報の一覧

PCT セミナーカレンダー、PCT ウェビナー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧